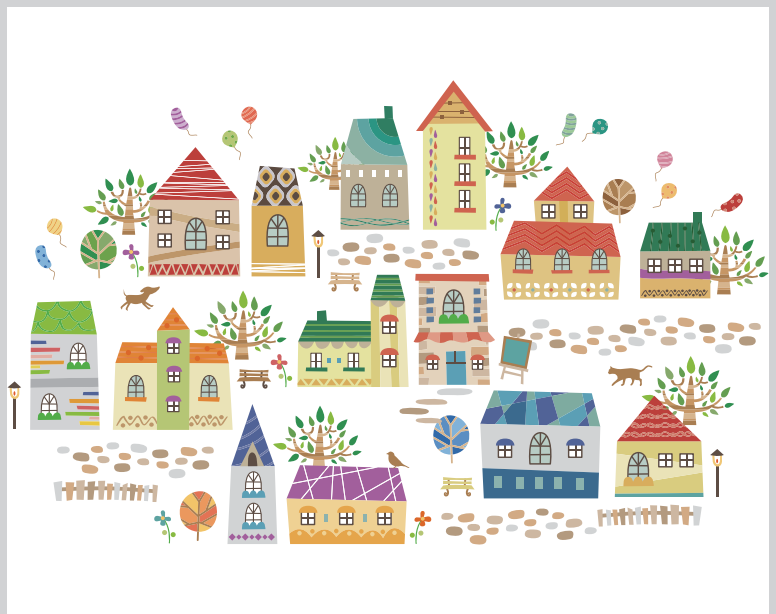


資料



I 策定の経緯

1. 周南市総合計画策定条例

平成23年5月2日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」において、これまで定められていた、市町村の「基本構想」の策定義務が撤廃され、総合計画策定の判断が自治体に委ねられることとなりました。

市では、今後も、地域事情や社会経済情勢の変化に的確に対応しながら総合的かつ計画的な市政を運営するため、市民参画のもとでまちづくり総合計画を策定する根拠となる「周南市総合計画策定条例」を制定しました。

周南市総合計画策定条例

目的

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画を策定することにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)総合計画…基本構想、基本計画及び実施計画からなる、本市のまちづくりの指針であって、本市におけるまちづくりの最上位計画であるものをいう。
- (2)基本構想…本市及び市民がともに進めていくまちづくりの基本理念及び方向性を示すものをいう。
- (3)基本計画…基本構想を実現するための施策の指針であって、分野ごとの施策の方向性を示すものをいう。
- (4)実施計画…基本計画に従って、施策を実現するための事業及び財政計画を示すものをいう。

審議会への諮問

第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成15年周南市条例第247号)別表に規定する周南市まちづくり総合計画審議会に諮問するものとする。

議会の議決

第4条 市長は、基本構想を策定するときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、前条に規定する周南市まちづくり総合計画審議会の答申の後に議会の議決を経て策定するものとする。

準用

第5条 前2条の規定は、基本構想を廃止し、又は変更したときに準用する。

基本計画及び実施計画の策定

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

議会への報告等

第7条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、これらの事案の内容を議会に報告しなければならない。報告した内容を変更するときも同様とする。この場合において、基本構想の事案の報告は、第4条の議会の議決に係る議案を市長が議会に提出する日の前日まで行うものとする。

2 議会は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に対し、意見を表明することができる。この場合において、市長は、議会の意見を尊重するものとする。

3 市長は、基本計画又は実施計画を策定し、廃止し、又は変更したときは、速やかに、これを議会に報告しなければならない。

総合計画の公表

第8条 市長は、総合計画を策定し、廃止し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

総合計画との整合

第9条 個別の行政分野における施策を実現するための計画を策定し、廃止し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

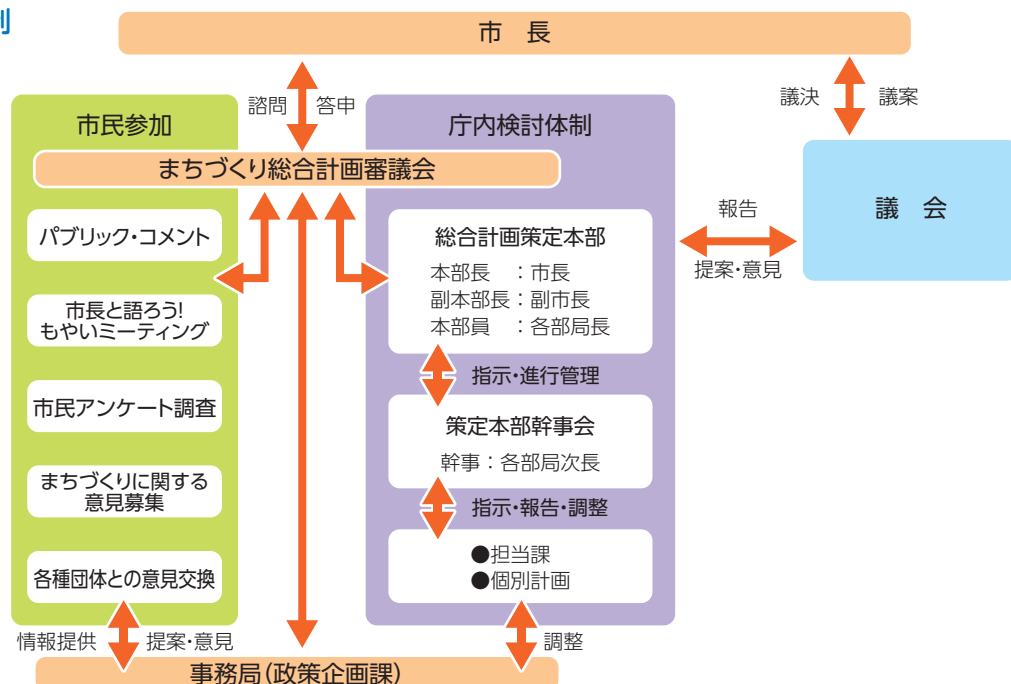
委任

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■策定体制



2. 周南市まちづくり総合計画策定本部

第2次周南市まちづくり総合計画の策定に向けて、意識の醸成と円滑な情報共有を図るため「周南市まちづくり総合計画策定本部設置要領」を定め、全庁体制で計画案を作成しました。

周南市まちづくり総合計画策定本部設置要項

趣旨

第1条 この要領は、「(仮称)第2次周南市まちづくり総合計画」(以下「総合計画」という。)を策定するため、周南市まちづくり総合計画策定本部(以下「本部」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

所掌事務

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)基本構想の策定に関すること。
- (2)基本計画の策定に関すること。
- (3)総合計画の策定において必要な事項の調査研究に関すること。

組織

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

本部長、副本部長の職務

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

会議

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が召集し、本部長が議長となる。

幹事会

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、別表2に掲げる職にある者による幹事会を設けることができる。

関係職員の出席

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。

事務局

第8条 本部の庶務は、企画総務部政策企画課で処理する。

その他

第9条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

解散

第10条 本部は、総合計画の策定をもって解散する。

附 則

施行期日

この要領は、平成26年4月14日から施行する。

■別表1（第3条関係）

区分	職 名
本部員	教育長
	上下水道事業管理者
	監査委員
	企画総務部長
	企画総務部審議監(政策企画担当)
	行政改革推進室長
	財務部長
	地域振興部長
	環境生活部長
	福祉部長
	健康医療部長
	経済産業部長
	建設部長
	都市整備部長
	中心市街地整備部長
	競艇事業部長
	消防長
	教育部長
	市議会事務局長
	新南陽総合支所長
	熊毛総合支所長
	鹿野総合支所長
	上下水道局副局長

■別表2（第6条関係）

区分	職 名
幹事	企画総務部次長（兼 総務課長）
	行政改革推進室主幹
	財務部次長（兼 財務課長）
	地域振興部次長（兼 コミュニティ推進課長）
	環境生活部次長（兼 環境政策課長）
	福祉部次長（兼 高齢者支援課長）
	健康医療部次長（兼 地域医療課長）
	経済産業部次長（兼 商工振興課長）
	建設部次長（兼 道路課長）
	都市整備部次長（兼 都市計画課長）
	中心市街地整備課長
	消防本部次長
	教育部次長（兼 教育政策課長）
	上下水道局総務課長

3. 周南市まちづくり総合計画審議会

各種団体の代表者・学識経験者・公募委員等による「周南市まちづくり総合計画審議会」を設置し、次期総合計画案を幅広い

視点で審議していただきました。

とりまとめた提言は、平成26年9月8日に、会長・副会長より市長に答申されました。

周南市まちづくり総合計画審議会規則

(平成15年12月25日規則第239号)

改正 平成17年3月31日規則第18号 平成21年3月31日規則第37号

趣旨

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成15年周南市条例第247号)第2条の規定に基づき、周南市まちづくり総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

組織

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)公共的団体の代表
- (2)事業者の代表
- (3)公募による市民
- (4)学識経験を有する者
- (5)関係行政機関の職員
- (6)その他市長が必要と認める者

任期

第3条 委員の任期は、諮問された事項に係る答申の終了までとする。

会長及び副会長

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会議

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

部会

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

庶務

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

その他

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第18号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第37号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

■周南市まちづくり総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

区分	団体名等	氏名
公共的団体の代表	周南市青少年育成市民会議	原 田 浩 樹
	周南市小学校PTA連合会	西 岡 志保子
	周南市中学校PTA連合会	岡 成 靖 子
	周南青年会議所	重 高 健 吾
	周南市快適環境づくり推進協議会	大 山 政 男
	周南市社会福祉協議会	佐 野 千鶴子
	周南市民生委員児童委員協議会	西 村 明
	周南市コミュニティ推進連絡協議会	村 川 哲 夫
	周南市食生活改善推進協議会	山 田 幸 子
	周南森林組合	松 田 富 雄
	周南農業協同組合	山 田 智
	山口県漁業協同組合	藤 村 和 義
	周南文化協会	向 谷 静 波
	周南市体育協会	竹 島 弘
	周南市母子保健推進協議会	梅 田 順 子
	周南市老人クラブ連合会	原 田 邦 昭
	周南観光コンベンション協会	佐 藤 英 樹
	すまいるネット周南	丸 山 和 之
	徳山商工会議所	近 間 純 栄
	新南陽商工会議所	山 本 淳
学識経験者	徳山大学(学生)	早 川 沙 織
	徳山工業高等専門学校(学生)	藤 田 純 那
学識経験者	徳山大学	齊 藤 由里恵 (副会長)
	徳山工業高等専門学校	目 山 直 樹 (会長)
地域代表	徳山地区地域審議会委員(元)	有 馬 俊 雅
	新南陽地区地域審議会委員(元)	宮 崎 進
	熊毛地区地域審議会委員(元)	酒 井 隆 行
	鹿野地区地域審議会委員(元)	安 永 守
公募の市民		石 川 光 生
		片 山 寿 世
		清 水 嘉 子
		棚 田 敬 治
		徳 原 陽 子
		廣 澤 和 己
		福 江 宣 子
		藤 井 あゆみ
		升 崎 美 彦
		山 崎 勝 幸
		吉 岡 治
		渡 辺 明 彦

■第2次周南市まちづくり総合計画(素案)の諮問

周 政 第 7 4 号

平成26年6月17日

周南市まちづくり総合計画審議会

会 長 目 山 直 樹 様

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市まちづくり総合計画(素案)について(諮問)

周南市まちづくり総合計画(素案)について、周南市総合計画策定条例(平成25年9月30日条例第21号)第3条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

添付書類 第2次周南市まちづくり総合計画(素案)

■第2次周南市まちづくり総合計画(素案)の答申

平成26年9月8日

周南市長 木 村 健 一 郎 様

周南市まちづくり総合計画審議会

会 長 目 山 直 樹 様

周南市まちづくり総合計画(素案)について(答申)

平成26年6月17日付けで諮問のありました「周南市まちづくり総合計画(素案)」について、別添のとおり取りまとめましたので報告いたします。

添付書類 周南市まちづくり総合計画審議会 審議における委員意見一覧

4. 市民アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、市民のニーズや満足度・市政に対する考えなどを伺う、「市民アンケート調査」を実施しました。

■調査名 周南市市民アンケート調査

■対象 平成25年5月1日現在、市内に在住する18歳以上の人2,500人

■抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出

■調査方法 郵送配布・回収及びWeb(インターネット)回答

■調査期間 平成25年5月17日発送～31日締め(最終回収:6月25日)

■調査項目 回答者の属性／周南市について(愛着感や住みよさなど)／現在の満足度や今後の重要度など／合併(平成15年4月)以前と現在との比較による充実度／市政への市民参画／ボランティア活動への取り組み／男女共同参画／環境保全対策・エネルギー／生涯学習／公共交通機関の利用状況／市役所の窓口・電話対応／今後の行財政改革への取り組み／意見・要望など(自由意見)

■回収結果 ▼発送数…2,500▼回収数…1,095／回収率43.8%▼WEB(インターネット)回答数…32

5. まちづくりに関する意見募集

計画策定の基礎資料とするため、市民が感じているまちづくりに関する考えなどの意見募集を行いました。

■周知 広報しゅうなん(平成25年6月1日号)・市ホームページ

■募集内容 ▼合併後のまちづくりの評価や課題▼今後のまちづくりで重点的に取り組むべき事項▼その他市政等への意見や要望

■募集期間 平成25年6月1日～7月1日

■応募状況 10人(▽郵送…6人▽ファクス…1人▽Eメール…3人)

6. 市長と語ろう！もやいミーティング(地域懇談会)

市のまちづくりの現状や将来ビジョン、まちづくり総合計画や公共施設再配置計画などについて、市民の意見を伺うため、各総合支所や支所を中心とする20地区で、「市長と語ろう！もやいミーティング」を開催し、計764人の参加がありました。

■内容 ▼次期総合計画▼公共施設再配置計画等の状況説明▼市民からの提言・意見交換



開催状況

日程	場所	参加者数
平成25年 11月21日	新南陽ふれあいセンター	50人
22日	コアプラザかの	33人
25日	新南陽総合支所	41人
26日	鶴いこいの里交流センター	14人
28日	ゆめプラザ熊毛	46人
30日	戸田公民館	67人
	徳山保健センター	54人
12月2日	和田公民館	55人
8日	須金農村環境改善センター	45人
13日	湯野公民館	32人
15日	夜市公民館	51人
	菊川公民館	44人
16日	須々万農村環境改善センター	36人
17日	久米公民館	27人
18日	大津島ふれあいセンター	20人
	中須公民館	17人
23日	大島公民館	24人
	櫛浜コミュニティセンター	54人
25日	大道理公民館	26人
26日	長穂公民館	28人

7. 各種団体との意見交換

第2次周南市まちづくり総合計画策定にあたり、市内の各種団体・企業から、本市の課題やまちづくりに対する意見を伺いました。

■内容 まちづくり総合計画の分野ごとに、関係する団体や企業を選定し、政策企画課・関係各課の職員が訪問してヒアリングを実施。

- ▼当該団体が抱える問題や課題について
- ▼問題や課題に対する取り組みについて
- ▼行政との役割分担に対する考え方について
- ▼これからの「まちづくり」に対する考えについて

開催状況

日程	分野	団体名
平成26年 5月7日	都市基盤	株式会社まちあい徳山
8日	安心安全	周南市自主防災組織ネットワーク
14日	産業・観光	NPO法人ライトアップ周南
19日	福祉・健康・医療	周南市身体障害者団体連合会
22日	生涯学習・人権	周南市伝統芸能保存会
23日	環境共生	岩谷産業株式会社
26日	福祉・健康・医療	周南認知症を支える会
28日	教育・子育て	CAP周南
7月23日	地域づくり	棚田清流の会
	地域づくり	渋川をよくする会

8. パブリック・コメント

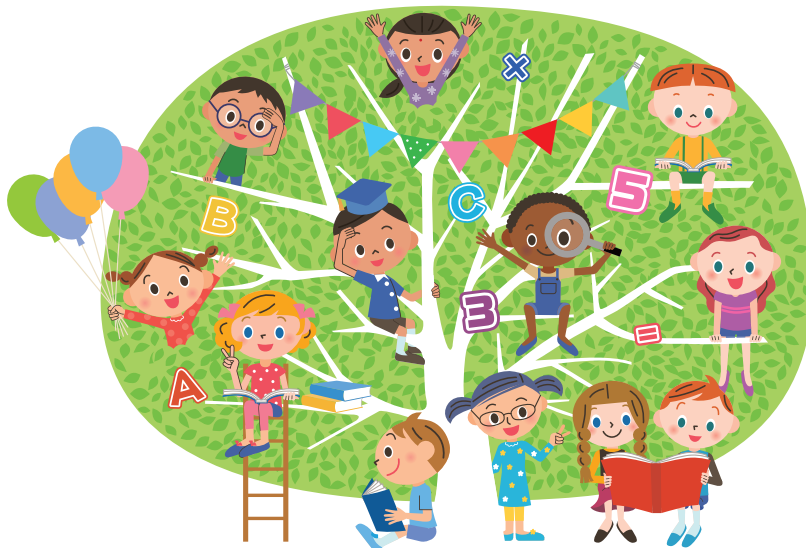
第2次周南市まちづくり総合計画(素案)に対する意見・提言を募集するために、パブリック・コメント制度による意見募集を実施しました。

■期間 平成26年10月1日～ 31日

■意見提出者数 4人

■意見の提出方法 ▼書面持参…1人▼ファクス…1人▼電子メール…2人

■提出された意見の項目総数 53件



9. 会議等の開催経緯

【区分】 ◆…周南市議会 ●…審議会 ■…庁内会議

日 程	内 容
平成26年2月3日	●第1回まちづくり総合計画審議会 委嘱状交付／会長・副会長の選出／総合計画・審議会の概要説明
3月24日	●まちづくり総合計画審議会委員研修会 藻谷 浩介 氏(周南市市政アドバイザー) 講演 「10年後の周南・今やるべき3つの提言」
5月7日	■第1回総合計画策定本部会議 総合計画策定の基本方針／策定スケジュール
6月2日	■第2回総合計画策定本部会議 基本構想(素案)について
6月13日	■第3回総合計画策定本部会議 基本構想(素案)について
6月17日	●第2回まちづくり総合計画審議会 総合計画(素案)の諮問／基本構想(素案)について／部会設置について
6月18日	◆市議会全員協議会 次期まちづくり総合計画基本構想(素案)について
6月24日	◆まちづくり総合計画策定に関する特別委員会設置
7月22日	■第4回総合計画策定本部会議 基本計画(素案)について
7月24日	●第3回まちづくり総合計画審議会 基本構想(素案)について／基本計画(素案)について
7月24日～ 8月22日	●まちづくり総合計画審議会(部会) ●第1部会(7/24・8/4・8/21) ●第2部会(7/24・8/6・8/20) ●第3部会(7/24・8/6・8/22)
7月28日	◆まちづくり総合計画策定に関する特別委員会 基本計画(素案)について／今後の進め方について
9月2日	◆議会第5回定例会(まちづくり総合計画策定に関する特別委員会) 今後の進め方の確認について
9月3日	●第4回まちづくり総合計画審議会 部会での審議について／総合計画(素案)の答申案について
9月16日～ 18日	◆議会第5回定例会(まちづくり総合計画策定に関する特別委員会) 基本構想・基本計画・主要プロジェクトについて
10月9日	◆まちづくり総合計画策定に関する特別委員会 決議に付す意見の協議について
10月14日	◆まちづくり総合計画策定に関する特別委員会 決議に付す意見の協議について
10月28日	◆議会第7回臨時会 第2次周南市まちづくり総合計画に関する決議
11月17日	■第5回総合計画策定本部会議 基本構想について／基本計画の主要プロジェクトについて
12月2日	◆議会第8回定例会 第2次周南市まちづくり総合計画基本構想の策定について議案上程
12月12日	◆議会第8回定例会(まちづくり総合計画策定に関する特別委員会) 第2次周南市まちづくり総合計画基本構想の策定について
12月18日	◆議会第8回定例会 第2次周南市まちづくり総合計画基本構想の策定について議決
平成27年1月9日	◆まちづくり総合計画策定に関する特別委員会 「第2次周南市まちづくり総合計画に関する決議」に対する対応について
2月16日	■第6回総合計画策定本部会議 基本計画の主要プロジェクト及び分野別計画について
2月17日	◆まちづくり総合計画策定に関する特別委員会 第2次周南市まちづくり総合計画基本計画について
2月25日	◆議会平成27年第1回定例会 まちづくり総合計画策定に関する特別委員会の報告

Ⅱ 周南市民憲章

「市民憲章」は、市としての理念やまちづくりの方向を明らかにし、市民一人ひとりが主体的かつ実践的に新生周南市のまちづくりに参画するための「行動規範」「道しるべ」となるものです。

わたくしたちは 自然と産業が調和した周南市を愛し ともに輝きながら
心豊かに暮らせるまちをめざし 次のことを誓います

- 1 自然を大切にし 水と緑の美しいまちをつくります
- 1 みんなで助け合い 安心して暮らせるまちをつくります
- 1 元気に働き 豊かで活力のあるまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ 健康で明るいまちをつくります
- 1 教養を深め 自らが輝き 世界に誇れるまちをつくります

平成18年4月21日 山口県周南市





第2次周南市まちづくり総合計画
しゅうなん共創共生プラン

平成27(2015)年3月

編集・発行 周南市

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

☎ 0834-22-8478

✉ kikaku@city.shunan.lg.jp

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>